

# よくある質問 Q&A (申請者様用)

ご一読ください

分類	お問い合わせ	回答
対象者	だれが対象ですか	前年度以前に市の鳥獣緩衝帯整備事業補助金の交付を受けた、町内会、区、農家組合等が対象となります。
対象事業	どのような事業が対象ですか	前年度以前に市の鳥獣緩衝帯整備事業補助金の交付を受けて刈り払いをした土地で、今年度も引き続き刈り払い等を実施する場合が対象です。
対象となる費用	補助の対象となる経費は何ですか	刈り払い等に使用する消耗品、燃料等に係る経費、刈り払った草木の処分費が補助対象となります。 <u>機械借上料、作業者への謝金、委託料等は対象にならないので注意してください。</u>
	消耗品とは具体的に何ですか	草刈機などの替え刃、除草剤などが対象です。 <u>購入しようとしているものが対象になるかわからない場合は、鳥獣被害対策課までご連絡ください。</u>
	刈り払いの委託と刈り取った草木の処分を同じ業者をお願いしているのですが…	補助の対象となるのは、刈り取った草木の処分費のみのため、領収書を別で発行してもらい、提出してください。
	補助額はいくらですか	最大30,000円です。
	消費税は対象ですか	対象です。
申請書兼実績報告書について	申請書兼実績報告書の添付書類は何が必要ですか	<u>事業内容、収支精算書、実施前後の写真、領収書またはレシートの写し、</u> が必要です。
	実施前後の写真は何枚必要ですか	1箇所毎に整備前後の写真を1枚ずつ添付してください。
	実施前後の写真はどのような写真を撮ればよいですか	実施の前と後で、同じ場所から撮影してください。
鳥獣緩衝帯について	鳥獣緩衝帯とはどのようなものですか	人里と山林の間にある、鳥獣が身を潜めることができる場所を、きれいに整備したエリアを指します。